

愛知県情報公開審査会答申の概要

答申第 1084 号（諮問第 1756 号）

件名：社会保障・税番号制度についての主管部署調査について等の一部開示決定に関する件

1 開示請求

平成 31 年 4 月 8 日

2 原処分

令和元年 12 月 26 日（一部開示決定）

愛知県知事（以下「知事」という。）は、別表 1 に掲げる文書（以下「本件行政文書」という。）の一部開示決定において、別表 2 の 1 欄に掲げる部分を不開示とした。

3 審査請求

令和 2 年 1 月 24 日

4 諮問

令和 5 年 8 月 18 日

5 答申

令和 5 年 11 月 29 日

6 審査会の結論

知事が、本件行政文書の一部開示決定において、別表 2 の 1 欄に掲げる部分を不開示としたことは妥当である。

7 審査会の判断

(1) 判断に当たっての基本的考え方

愛知県情報公開条例（平成 12 年愛知県条例第 19 号。以下「条例」という。）は、第 1 条に規定されているとおり、行政文書の開示を請求する権利を保障し、実施機関の管理する情報の一層の公開を図り、もって県の有するその諸活動を県民に説明する責務が全うされ、公正で民主的な県政の推進に資することを目的として制定されたものであり、原則開示の理念のもとに解釈・運用されなければならない。

当審査会は、行政文書の開示を請求する権利が不当に侵害されることのないよう、原則開示の理念に立って、条例を解釈し、以下判断するものである。

(2) 本件行政文書について

本件行政文書は、別表 1 に掲げるとおりであり、実施機関は、これらの文書のうち別表 2 の 1 欄に掲げる部分を同表の 2 欄に掲げる規定に該当するとしてそれぞれ不開示としている。

(3) 本件審査請求について

審査請求人は、審査請求書において、条例第7条第2号、第3号イ、第6号に該当しない旨を主張していることから、不開示とした別表2の1欄に掲げる部分が同表の2欄に掲げる規定に該当するか否かについて、以下検討する。

(4) 条例第7条第2号該当性について

ア 条例第7条第2号は、基本的人権を尊重する立場から、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報が記録されている行政文書は、不開示とすることを定めるとともに、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれのある情報が記録された行政文書についても、同様に不開示とすることを定めたものである。

また、その一方で、ただし書イからニまでのいずれかに規定された情報が記録されている行政文書については、条例の目的に照らし、原則開示と個人の権利利益の最大限の尊重との調整を図ることにより、開示することとしたものである。

この考え方にに基づき、条例第7条第2号該当性について以下検討する。

イ 条例第7条第2号により不開示とした民間企業の担当者個人の氏名は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであるため、条例第7条第2号本文に該当する。

ウ この情報が同号ただし書イ、ロ、ハ及びニのいずれにも該当しないことは明らかである。

エ よって、この情報は、条例第7条第2号に該当する。

(5) 条例第7条第3号イ該当性について

ア 条例第7条第3号イは、自由経済社会においては、法人等又は事業を営む個人の健全で適正な事業活動の自由を保障する必要があることから、事業活動に係る情報で、公にすることにより、当該法人等又は個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものが記録されている行政文書は、不開示とすることを定めたものである。

そして、当該法人等又は個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものとは、事業者の生産・技術・販売上のノウハウ、経理、人事等の内容で、公にすることにより、事業者の事業活動が損なわれると認められる情報のほか、事業者の名誉侵害、社会的評価の低下となる情報等を含むものとされている。

この考え方にに基づき、条例第7条第3号イ該当性について以下検討する。

イ 実施機関によれば、条例第7条第3号イにより不開示とした部分のうち、民間企業の印影、電話番号、FAX 番号及びメールアドレスは、団体の内部管理情報であって、公にすることにより当該団体の権利、競争上

の地位その他正当な利益を侵害するおそれがあるとのことであり、また、見積内訳、民間企業が実施した工事の費用内訳は、民間企業が委託元である市町村に提出した通信施設の整備等に係る費用の見積金額の内訳であり、当該民間企業のノウハウに係る情報であって、公にすることにより当該団体の権利、競争上の地位その他正当な利益を侵害するおそれがあるとのことである。

当審査会においてこれらの不開示部分を見分したところ、実施機関の主張するとおりの内容が記載されていることが認められた。

これらは、いずれも団体の内部管理情報又はノウハウに係る情報であって、公にすることにより、当該団体の正当な利益を害するおそれがあると認められる。

ウ よって、これらの情報は、いずれも条例第7条第3号イに該当する。

(6) 条例第7条第6号該当性について

ア 条例第7条第6号は、県の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務事業は、公益に適合するよう適正に遂行されるものであるが、これらの事務事業に関する情報の中には、公にすることにより、当該事務事業の性質上、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものが含まれるため、これらの情報が記録された行政文書は不開示とすることを定めたものである。

この考え方に基づき、条例第7条第6号該当性について以下検討する。

イ 実施機関によれば、条例第7条第6号により不開示とした部分のうち、国機関の内部管理用メールアドレス、国機関担当者の個人メールアドレス、国機関担当者の個人電話番号、市町の内部管理用メールアドレス及び県の内部管理用メールアドレスは、一般には公にされているものではなく、これらを公にすることで、当該職員又は当該機関の担当事務とは無関係な問合せや意見等が寄せられるなど、適切な問合せ窓口の利用が損なわれるおそれや当該職員又は当該関係機関の職務遂行に支障を及ぼすおそれがあるとのことである。

当審査会においてこれらの不開示部分を見分したところ、実施機関の主張するとおりの内容が記載されており、これらを公にすることで、適切な問合せ窓口の利用が損なわれるおそれや当該職員又は当該関係機関の職務遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

ウ また、実施機関によれば、条例第7条第6号により不開示とした部分のうち、県で使用しているソフトウェア情報、Web ページの URL、国有システムのコード情報、国有システムの内部情報、ユーザー ID 及びパスワード、県有システムの内部情報、県有システムの機器構成等について、これらを公にした場合、不正アクセスやサイバー攻撃の対象となるリスクが高まる等、県又は国の情報資産の管理事務の適正な遂行に支障を及

ばすおそれがあるとのことである。

当審査会においてこれらの不開示部分を見分したところ、実施機関の主張するとおりの内容が記載されており、これらを公にすることで、県又は国の情報資産の管理事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

エ さらに、実施機関によれば、条例第7条第6号により不開示とした部分のうち、番号制度の導入ガイドラインは、国のシステムの構成や仕様が記載されていることから、これを公にした場合、不正アクセスやサイバー攻撃の対象となるリスクが高まるおそれがあり、愛知県が総務省から受けた簡易無線局の免許等の番号は、これを公にした場合、第三者が他人の免許の番号を利用したなりすまし等の不正行為を誘発するおそれがあり、パソコンの端末番号は、国が調達して市町村に配備し、保守運用をするマイナポータル用端末の固有の識別番号であり、これを公にすると、マイナポータルのネットワークへの不正な接続等の危険性が高まるおそれがあるとのことである。

当審査会においてこれらの不開示部分を見分したところ、実施機関の主張するとおりの内容が記載されており、これらを公にすることで、国の番号制度に係る事務、県の通信事務又は国のマイナポータルの運営事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

オ よって、これらの情報は、いずれも条例第7条第6号に該当する。

(7) 実施機関のその他の主張について

国機関担当者の個人メールアドレスは、条例第7条第6号に該当することから、実施機関の主張する同条第2号該当性を論ずるまでもなく、不開示情報に該当する。

(8) まとめ

以上により、「6 審査会の結論」のとおり判断する。

別表 1

対象行政文書名	
文書 1	平成 30 年度社会保障・税番号制度についての主管部署調査について（依頼）（2018 年 4 月 3 日）
文書 2	日本年金機構、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会及び日本私立学校振興・共済事業団における年金関係の情報連携開始に向けた今後のスケジュールについて（2019 年 1 月 16 日）
文書 3	年金関係の情報連携開始に向けた今後のスケジュールの公表に伴う情報提供機関における必要な準備の依頼について（2019 年 2 月 1 日）
文書 4	平成 31 年度教育研修実施計画の策定について（2019 年 3 月 26 日）
文書 5	マイクロソフト社「Windows7」サポート期間の終了に伴う対応状況の確認について（2018 年 9 月 21 日）
文書 6	平成 30 年度「e ラーニングによる情報連携に向けた研修」の実施について（2018 年 4 月 11 日）
文書 7	ぴったりサービスの取組状況に関するフォローアップ（第 1 回）について（依頼）（2018 年 4 月 6 日）
文書 8	保育所等の入所申請における「ぴったりサービス」の電子申請利用促進に向けた周知・広報等について（依頼）（2018 年 8 月 1 日）
文書 9	ぴったりサービスの取組状況に関するフォローアップ（第 2 回）について（依頼）（2018 年 9 月 14 日）
文書 10	住民制度課所掌事務に係る緊急事案における休日対応について（H30.4.1 現在）（2018 年 4 月 27 日）
文書 11	情報連携による世帯構成の確認方法について（補足）（2018 年 11 月 27 日）
文書 12	電波利用料納付のお願い（2019 年 1 月 7 日）
文書 13	電波利用料納付のお願い（2019 年 3 月 6 日）
文書 14	情報連携本格運用開始後の状況調査結果を踏まえた対応について（2018 年 4 月 5 日）
文書 15	大型連休中における情報セキュリティ対策及び緊急時連絡体制等の再確認について（2018 年 4 月 26 日）
文書 16	「自治体情報セキュリティ向上プラットフォーム」の利用促進について（2018 年 4 月 18 日）
文書 17	「地方公共団体が保有するパーソナルデータの効果的な活用のための仕組みの在り方に関する検討会報告書」の公表について（2018 年 4 月 20 日）
文書 18	日本年金機構等との機関間試験の実施について（2018 年 4 月 20 日）

対象行政文書名	
文書 19	情報システムの脆弱性の点検等によるセキュリティの確保について (2018年4月23日)
文書 20	官民データ活用推進計画に係る策定手引関連資料の改定及び計画策定団体の公表について (2018年5月2日)
文書 21	平成30年7月改版後のデータ標準レイアウトに基づく情報連携の開始期日、同日以降情報連携可能な事務手続及び省略可能な書類並びに試行運用の対象とする事務続の一覧等について (2018年5月18日)
文書 22	地方公共団体におけるオンライン利用促進指針の策定について (通知) (2018年5月31日)
文書 23	「規制改革実施計画」の閣議決定について (情報提供) (2018年6月15日)
文書 24	マイキープラットフォーム運用協議会役員会の開催について (2018年6月22日)
文書 25	改元に伴う情報システム改修等への対応について (2018年7月6日)
文書 26	地方行政サービス改革に関する取組状況等に関するヒアリングについて (依頼) (2018年7月11日)
文書 27	「三層の対策」の取組みの確認について (2018年8月8日)
文書 28	情報提供ネットワークシステム接続運用規程に基づく各種連絡・申請手続等に関する調査について (依頼) (2018年8月23日)
文書 29	「自治体情報セキュリティ向上プラットフォーム」の利用による情報セキュリティの確保について (2018年9月4日)
文書 30	SSL化未対応サイトにおけるGoogle社ブラウザ「Chrome」での警告表示について (2018年9月25日)
文書 31	マイナポータルにおける就労証明書作成コーナーの開設日について (2018年9月28日)
文書 32	都道府県官民データ活用推進計画に係る策定手引の改訂及び市町村官民データ活用推進計画に係る策定手引の改訂並びに計画策定団体の公表について (2018年10月3日)
文書 33	マイナポータルにおける就労証明書作成コーナーでの就労証明書様式の公開について (2018年10月16日)
文書 34	マイナンバーカードを活用した地域のキャッシュレス推進を伴う地域経済好循環拡大への取組について (通知) (2018年10月18日)
文書 35	地方公共団体の行政手続等に係るオンライン利用状況の調査について (依頼) (2018年11月28日)
文書 36	オープンデータの取組にあたってのご連絡事項 (事務連絡) (2018年12月10日)

対象行政文書名	
文書 37	「マイナンバーカードを活用した消費活性化策」の実施等について（依頼）（2018年12月21日）
文書 38	年末年始期間における情報セキュリティ対策及び緊急時連絡体制等の再確認について（注意喚起）（2018年12月21日）
文書 39	シェアリングエコノミー活用事例集（シェア・ニッポン 100）掲載事例の募集について（照会）（2019年1月9日）
文書 40	改元に伴う情報システム改修等への今後の対応について（2019年1月18日）
文書 41	地方公共団体が申請主体となる国の手続におけるオンラインの利用について（お願い）（2019年1月31日）
文書 42	マイナンバーカードを活用した消費活性化策に関するブロック説明会の開催について（案内）（2019年2月27日）
文書 43	「マイナンバーカードを活用した消費活性化策に関するブロック説明会」の資料の送付について（2019年3月14日）
文書 44	一部事務組合等コード表の調製について（照会）（2019年3月14日）
文書 45	食品等営業許可・届出一覧のオープンデータ公開について（情報提供）（2019年3月28日）
文書 46	平成31年7月向けデータ標準レイアウト関連様式β版及び主務省令改正項目案の公開について（2018年4月20日）
文書 47	就労証明書の電子的作成におけるマイナポータルを活用について（2018年4月20日）
文書 48	平成31年7月向けデータ標準レイアウト関連様式β版の再意見照会について（2018年7月4日）
文書 49	マイナポータル用端末の利用用途の拡大及び運用方法の改善等について（通知）並びにガイドラインに基づく有効活用の検討・実施について（依頼）（2018年11月5日）
文書 50	ぴったりサービスの電子署名の設定に係る機能追加について（2018年12月7日）
文書 51	「介護ワンストップサービス実現に向けた地方公共団体向けガイドライン」の公開について（2019年1月17日）
文書 52	介護ワンストップサービス開始に伴う「ぴったりサービス」の自治体用アカウントの追加申請について（2019年1月17日）
文書 53	「ぴったりサービス」の自治体用アカウントの返戻について（依頼）（2018年11月7日）
文書 54	情報提供ネットワークシステムにおける情報連携試験機能について（2019年2月27日）

対象行政文書名	
文書 55	ソーシャルプラグインに関する留意事項について (情報提供) (2018年11月26日)
文書 56	平成30年6月及び7において後期高齢者医療情報を照会する際の留意事項 (お知らせ) (2018年6月15日)
文書 57	平成29年度社会保障・税番号制度システム整備費補助事業実績報告書について (2018年4月4日)
文書 58	平成31年度携帯電話等エリア整備事業の要望調査結果について (回答) (2018年6月21日)
文書 59	平成31年度携帯電話等エリア整備事業の要望調査結果の変更について (回答) (2018年8月8日)
文書 60	地域情報化担当名簿の作成について (回答) (2018年4月10日)
文書 61	IPv6 対応サービス等の実態に関するアンケート調査 (IPv4 アドレス在庫枯渇及び IPv6 接続サービスに関するアンケート) について御協力をお願い (2019年1月21日、2019年1月)
文書 62	平成30年度総務省「公的機関ウェブサイトのアクセシビリティ確保取組状況調査」(依頼) (平成30年11月、2018年11月28日)
文書 63	平成30年度「地理空間情報の活用促進のための協力に関する協定締結機関・団体との情報共有会合」の開催について (出席依頼) (2018年9月11日、2018年9月28日)
文書 64	平成30年度地方公共団体における行政情報化の推進状況調査について (2018年10月16日、2018年11月29日)
文書 65	インシデント発生時における対応及び報告並びに緊急時連絡体制の確認等について (2018年4月2日、2018年4月)
文書 66	地方行政サービス改革に関する取組状況等の調査について (照会) (2018年5月18日、2018年5月)
文書 67	地方行政サービス改革に関する取組状況等に関するヒアリングについて (2018年6月8日、2018年6月)
文書 68	「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」の改定等に係る地方公共団体向け説明会の開催について (2018年9月11日、2018年9月)
文書 69	重要インフラにおける「安全基準等の浸透状況等に関する調査」について (2018年10月2日、2018年10月)
文書 70	「政府調達に関する協定を改正する議定書」によって改正された「政府調達に関する協定」に基づく統計調査について (依頼) (2018年11月5日、2018年11月)
文書 71	平成30年7月改版後のデータ標準レイアウトに基づく情報連携本格運用開始後の状況について (2018年11月8日、2018年11月28日)

対象行政文書名	
文書 72	2019 年度における情報照会予定件数等の調査について (2019 年 1 月 28 日、2019 年 2 月 28 日)
文書 73	改元に伴う情報システム改修等の対応状況調査について(照会)(2019 年 2 月 4 日、2019 年 2 月)
文書 74	都道府県官民データ活用推進計画に係る検討・策定状況等の調査について (照会) (2019 年 3 月 8 日、2019 年 3 月)
文書 75	平成 31 年度情報政策担当課等調査について (照会) (2019 年 3 月 26 日、2019 年 3 月)
文書 76	平成 30 年度医療等分野におけるネットワーク基盤利活用モデルに関する調査研究調査票回答のお願い(2019 年 2 月 28 日、2019 年 2 月)
文書 77	「マイナポータル用端末等取扱マニュアル」を踏まえたマイナポータル用端末の適正運用について (2018 年 7 月 11 日、2018 年 7 月 25 日)
文書 78	平成 28 年度決算における自治体情報システム構造改革推進事業に関する調査について (依頼) (2018 年 6 月 7 日、2018 年 6 月)
文書 79	平成 28 年度決算における自治体情報システム構造改革推進事業に関する追加調査について (依頼) (2018 年 8 月 30 日)
文書 80	マイナポータル用端末の追加配置希望に関する調査について (2018 年 6 月 13 日、2018 年 6 月 28 日)
文書 81	「マイキープラットフォーム運用協議会」への参加について (2019 年 2 月 7 日、2019 年 2 月 22 日)

別表 2

1 開示しないこととした部分	2 開示しないこととした根拠規定及び当該規定を適用する理由
文書 1 から文書 4 まで	<p>条例第 7 条第 2 号に該当 個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものが記録されているため。</p> <p>条例第 7 条第 6 号に該当 国の機関が行う情報事務に関する情報であって、公にすることにより、当該事務の性質上、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。</p>
文書 5	<p>条例第 7 条第 6 号に該当 国及び県の機関が行う情報事務に関する情報であって、公にすることにより、当該事務の性質上、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。</p>
文書 6	<p>条例第 7 条第 3 号イに該当 団体に関する情報であって、公にすることにより、当該法人の正当な利益を侵害するおそれがあるため。</p>
	<p>条例第 7 条第 6 号に該当 国の機関が行う情報事務に関する情報であって、公にすることにより、当該事務の性質上、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。</p>
文書 7 から文書 9 まで	<p>条例第 7 条第 6 号に該当 国の機関が行う情報事務に関する情報であって、公にすることにより、当該事務の性質上、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。</p>
文書 10	<p>条例第 7 条第 6 号に該当 国の機関が行う情報事務に関する情報であって、公にすることにより、当該事務の性質上、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。</p>
文書 11	<p>条例第 7 条第 6 号に該当 国の機関が行う情報事務に関する情報であって、公にすることにより、当該事務の性質上、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。</p>
文書 12 及び文	<p>条例第 7 条第 6 号に該当 県の機関が行う情報事務に関する情報であって、</p>

1 開示しないこととした部分		2 開示しないこととした根拠規定及び当該規定を適用する理由
書 13		公にすることにより、当該事務の性質上、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。
文書 14 から文書 45 まで	国機関の内部管理 用メールアドレス	条例第 7 条第 6 号に該当 国の機関が行う情報事務に関する情報であって、 公にすることにより、当該事務の性質上、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。
文書 46 から文書 52 まで	国機関の内部管理 用メールアドレス、Web ページの URL	条例第 7 条第 6 号に該当 国の機関が行う情報事務に関する情報であって、 公にすることにより、当該事務の性質上、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。
文書 53	国機関の内部管理 用メールアドレス、Web ページの URL、アカウント 権限情報	条例第 7 条第 6 号に該当 国の機関が行う情報事務に関する情報であって、 公にすることにより、当該事務の性質上、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。
文書 54	国機関の内部管理 用メールアドレス、国有システム のコード情報	条例第 7 条第 6 号に該当 国の機関が行う情報事務に関する情報であって、 公にすることにより、当該事務の性質上、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。
文書 55	国機関の内部管理 用メールアドレス、国有システム の内部情報	条例第 7 条第 6 号に該当 国の機関が行う情報事務に関する情報であって、 公にすることにより、当該事務の性質上、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。
文書 56	国有システムのコード情報	条例第 7 条第 6 号に該当 国の機関が行う情報事務に関する情報であって、 公にすることにより、当該事務の性質上、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。
文書 57	民間企業の個人氏名	条例第 7 条第 2 号に該当 個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものが記録されているため。
	民間企業の印影、 見積内訳	条例第 7 条第 3 号イに該当 団体に関する情報であって、公にすることにより、 当該団体の正当な利益を害するおそれがあるため。
文書 58 及び文書 59	民間企業が実施した 工事の費用内訳	条例第 7 条第 3 号イに該当 団体に関する情報であって、公にすることにより、 当該団体の正当な利益を害するおそれがあるため。

1 開示しないこととした部分	2 開示しないこととした根拠規定及び当該規定を適用する理由
文書 60	市町の内部管理用メールアドレス 条例第 7 条第 6 号に該当 市町の機関が行う情報事務に関する情報であって、公にすることにより、当該事務の性質上、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。
文書 61	民間企業担当者の個人氏名 条例第 7 条第 2 号に該当 個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものが記録されているため。
	民間企業のメールアドレス、民間企業の電話番号、FAX 番号 条例第 7 条第 3 号イに該当 団体に関する情報であって、公にすることにより、当該団体の正当な利益を害するおそれがあるため。
	国機関の内部管理用メールアドレス 条例第 7 条第 6 号に該当 国の機関が行う情報事務に関する情報であって、公にすることにより、当該事務の性質上、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。
文書 62	民間企業担当者の個人氏名 条例第 7 条第 2 号に該当 個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものが記録されているため。
	Web ページの URL、ユーザー ID 及びパスワード 条例第 7 条第 6 号に該当 国の機関が行う情報事務に関する情報であって、公にすることにより、当該事務の性質上、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。
文書 63	国機関担当者の個人メールアドレス 条例第 7 条第 2 号に該当 個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものが記録されているため。
	条例第 7 条第 6 号に該当 国の機関が行う情報事務に関する情報であって、公にすることにより、当該事務の性質上、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。
文書 64	国機関の内部管理用メールアドレス、県有システムの内部情報 条例第 7 条第 6 号に該当 国及び県の機関が行う情報事務に関する情報であって、公にすることにより、当該事務の性質上、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。
文書 65	国機関の内部管理 条例第 7 条第 6 号に該当

1 開示しないこととした部分	2 開示しないこととした根拠規定及び当該規定を適用する理由
から文書 75 まで	用メールアドレス 国の機関が行う情報事務に関する情報であって、公にすることにより、当該事務の性質上、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。
文書 76	国機関の内部管理用メールアドレス及び Web ページの URL 条例第 7 条第 6 号に該当 国の機関が行う情報事務に関する情報であって、公にすることにより、当該事務の性質上、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。
文書 77	国機関の内部管理用メールアドレス、Web ページの URL 及びパソコンの端末番号 条例第 7 条第 6 号に該当 国の機関が行う情報事務に関する情報であって、公にすることにより、当該事務の性質上、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。
文書 78 及び文書 79	国機関の内部管理用メールアドレス及び県有システムの機器構成等 条例第 7 条第 6 号に該当 国及び県の機関が行う情報事務に関する情報であって、公にすることにより、当該事務の性質上、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。
文書 80 及び文書 81	国機関の内部管理用メールアドレス及び県の内部管理用メールアドレス 条例第 7 条第 6 号に該当 国及び県の機関が行う情報事務に関する情報であって、公にすることにより、当該事務の性質上、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。